

令和7年3月14日（金）

令和6年度第2回 沖縄地方労働審議会

資料2

沖縄県縫製業最低工賃の 改正について

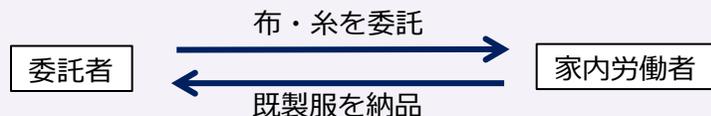
家内労働法（昭和45年法律第60号）の概要

- 「家内労働」は、メーカーや問屋等（委託者（※1））から**部品や原材料の提供を受けて**、個人で又は同居の親族（家内労働者（※2））と、**物品の製造や加工を行うもの**。

（※1）物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者等であって、その業務の目的物たる物品について家内労働者に委託する者をいう。

（※2）委託者からその業務の目的物たる物品について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であって、常態として同居の親族以外の者を使用しない者をいう。

（例）



- 家内労働関係には使用従属関係はなく、家内労働者は**労働基準法等の労働者ではない**。

○県内の家内労働者：227人 県内の委託者：19社

（出典：厚生労働省沖縄労働局「令和6年度家内労働概況調査」）

目的（第1条）

- 工賃の最低額、安全及び衛生その他の家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図る。

家内労働手帳の交付（第3条）

- 委託者は、家内労働者に対し、家内労働手帳を交付しなければならない。
- 家内労働手帳の記入事項は以下のとおり。
（委託時）委託した業務の内容、工賃の単価、工賃の支払時期等
（物品受領時）受領した物品の数量等
（工賃支払い時）支払った工賃の額等

最低工賃の決定（第8条～第16条）

- 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は地方労働審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及び委託者に適用される最低工賃を決定することができる。
- 45都道府県で合計93件の最低工賃（令和6年8月31日現在）

安全及び衛生に関する措置（第17条、第18条）

- 委託者は、委託業務に関し、一定の機械、器具又は原材料等を家内労働者に譲渡、貸与又は提供する場合には、これらによる危害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。
- 家内労働者は、機械、器具又は原材料、ガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。
- 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、委託者又は家内労働者が必要な安全衛生措置を講じない場合には、委託の禁止、機械等の使用停止等の措置を執ることを命ずることができる。

家内労働対策の概要

▶ 家内労働は、我が国の製造業を下支えする重要な役割を担っており、**家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、家内労働法**に基づき次の対策を推進している。

最低工賃の決定及び周知

- 工賃が低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、最低工賃を決定
- 最低工賃新設・改正計画（3年周期）に基づき計画的に最低工賃を見直し
- 決定した最低工賃について、委託者、家内労働者及び関係団体等に対して周知徹底

家内労働手帳の交付の徹底 工賃支払の確保

- 委託者に対し、家内労働者への家内労働手帳の交付の監督指導等を実施
- 家内労働手帳の交付の徹底により、委託条件の明確化や工賃支払いを適正化

安全及び衛生の確保

- 危険有害業務に従事する家内労働者が多い地域を中心に、委託者及び家内労働者等に対して、危害を防止するために必要な措置等についての指導を実施
- 危険有害業務に従事する家内労働者の災害等の予防のため、災害防止対策好事例等の調査、セミナーの実施及びその好事例に関するハンドブックの作成・配布

その他

- 業種別、類型別等の家内労働者数、委託者数等を把握する「家内労働概況調査」を毎年実施

沖縄県における最低工賃の設定状況

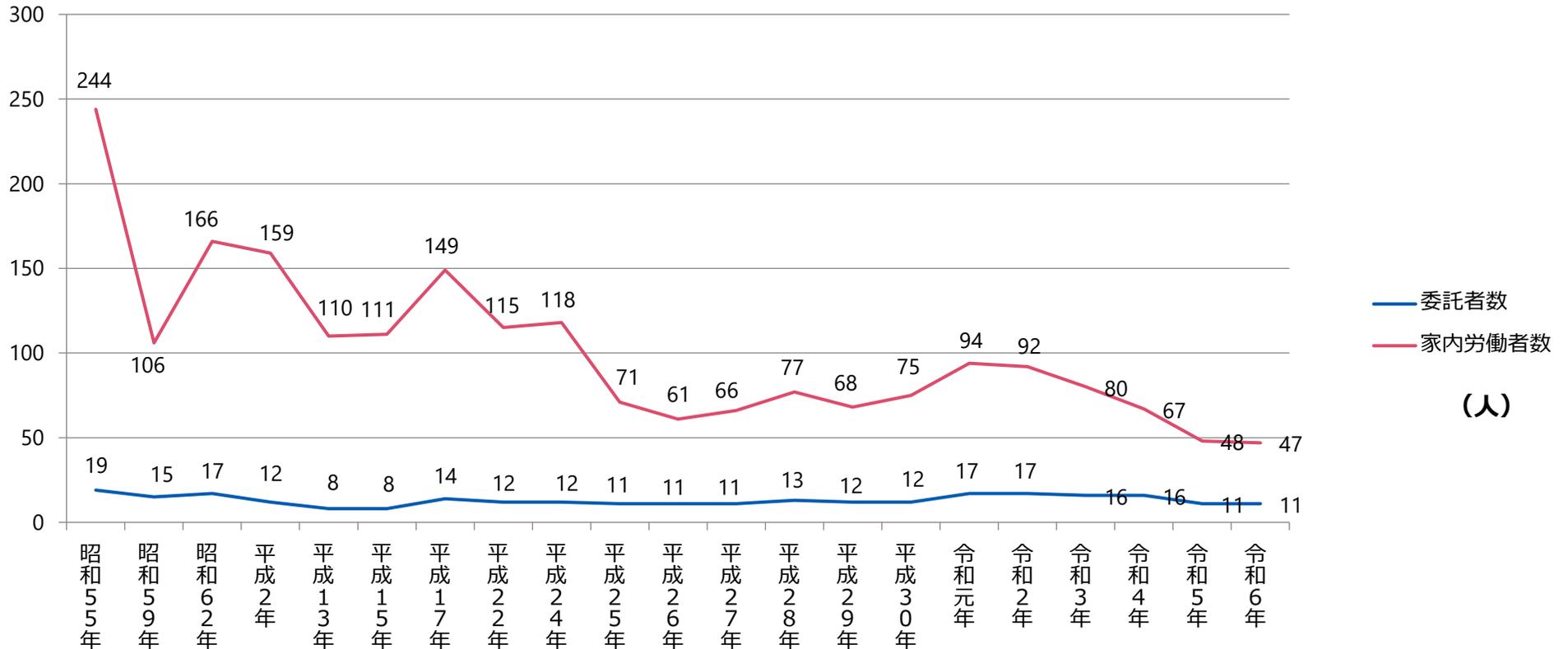
- 沖縄県では、現在、縫製業のみ最低工賃の設定がされている。
- 縫製業については、令和4年3月の本審議会において、改正の必要性や廃止について議論しているが、平成30年度に改正を見送っている経緯もあり、廃止を一旦見送り「最低工賃の見直し」をすることとなった。

件名	事項	新設	第1回改正	第2回改正	第3回改正	平成13年	平成15年	第4回改正	第5回改正
琉球かすり	公示年月日	昭和53年8月10日	昭和56年5月30日	昭和60年3月30日	昭和63年4月28日	—	平成15年1月17日	—	—
	発効年月日	昭和53年9月9日	昭和56年6月30日	昭和60年4月29日	昭和63年5月28日	—			
	委託者数	18件	19件	21件	7件	12件	廃止	—	—
	家内労働者数	266人	271人	171人	113人	73人			
琉球人形	公示年月日	昭和54年7月4日	昭和58年8月31日	昭和61年5月19日	—	平成13年4月12日	—	—	—
	発効年月日	昭和54年8月3日	昭和58年9月30日	昭和61年6月18日	—				
	委託者数	21件	10件	6件	—	廃止	—	—	—
	家内労働者数	622人	115人	100人	—				
縫製業	公示年月日	昭和55年3月24日	昭和59年9月4日	昭和62年5月2日	平成2年3月20日	—	—	平成27年3月31日	令和5年3月29日
	発効年月日	昭和55年4月23日	昭和59年10月4日	昭和62年6月1日	平成2年4月19日	—	—	平成27年4月30日	令和5年4月28日
	委託者数	19件	15件	17件	12件	8件	8件	11件	14件
	家内労働者数	244人	106人	166人	159人	110人	111人	66人	69人

沖縄県縫製業の委託者及び家内労働者数の推移

	昭和55年	昭和59年	昭和62年	平成2年	平成13年	平成15年	平成17年	平成22年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
委託者数	19	15	17	12	8	8	14	12	12	11	11	11	13	12	12	17	17	16	16	11	11
家内労働者数	244	106	166	159	110	111	149	115	118	71	61	66	77	68	75	94	92	80	67	48	47

『沖縄労働局家内労働概況調査結果』



沖縄県縫製業最低工賃（令和5年4月28日効力発生）

- | | |
|----------------------|---|
| 1. 適用する家内労働者 | 沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまとめの業務に従事する家内労働者 |
| 2. 適用する委託者 | 上記1の家内労働者に上記1の業務を委託する委託者 |
| 3. 上記1の家内労働者に係る最低工賃額 | 次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額 |

	品目	業務	工程	金額		
男子服	作業用ズボン	縫製	丸縫い(裾上げ無し)	1本につき	605円	0銭
			裾上げ	1本につき	126円	0銭
婦人服・子供服	婦人用ワンピース(ノースリーブ、裏地・襟無し)	縫製	丸縫い	1枚につき	1,575円	0銭
	ブラウス・シャツ		丸縫い	1枚につき	630円	0銭
	婦人用スカート(裏地無し)		丸縫い	1枚につき	630円	0銭
	婦人用スラックス(裏地無し)		丸縫い	1本につき	567円	0銭
	上記共通	まとめ	糸くず取り	1枚・本につき	20円	0銭
	子供用ムーニー	縫製	丸縫い	1枚につき	265円	0銭
	ジュニアシャツブラウス			1枚につき	474円	0銭
学	男子服	縫製	丸縫い(半袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	403円	0銭
			丸縫い(長袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	605円	0銭
		まとめ	ボタン付け	1個につき	13円	0銭
			穴かがり	1個につき	13円	0銭
	まとめ	糸くず取り、まつり及びボタン付け	1枚につき	170円	0銭	
	校服	セーラー服	縫製	丸縫い	1枚につき	428円
丸縫い				1枚につき	542円	0銭
上記共通		まとめ	ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	13円	0銭
			糸くず取り	1枚につき	25円	0銭
ブレザー		まとめ	糸くず取り及びまつり	1枚につき	81円	0銭
			ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	13円	0銭
ひだスカート		縫製	丸縫い	1枚につき	630円	0銭

	品目	業務	工程	金額			
シャツ	シヤロツハ	縫製	丸縫い及びパッチポケット付け	1枚につき	441円	0銭	
			大人用	1枚につき	252円	0銭	
	かりゆしウエア	縫製	丸縫い(ボタン付け・穴かがり・芯地張り無し)	男性用開襟タイプ	1枚につき	441円	0銭
				女性用開襟タイプ	1枚につき	365円	0銭
				男女共通(シャツカラー・ボタンダウン・スタンドカラータイプ)	1枚につき	504円	0銭
				子供用開襟タイプ	1枚につき	252円	0銭
	上記共通	まとめ	糸くず取り	1枚につき	25円	0銭	
寝具製品	ピロケース		縫製	側縫い	1枚につき	103円	0銭
	羽根枕中袋	裏地の付いているもの			1枚につき	57円	0銭
		裏地の付いていないもの			1枚につき	44円	0銭

(効力発生日 令和5年4月28日)

沖縄県内の縫製業の状況

1. 沖縄県衣類縫製品工業組合

(1) 現状・課題等

- ・正会員17社。県内の縫製業は8～9割がかりゆしウェア、残りは学生服などのユニフォーム。
- ・高齢化により稼働している家内労働者は少ないのではないか。
- ・製造枚数は令和4年から増えている。需要はあるが、人手不足により発注に応えられていない。
- ・原材料の値上げに伴いかりゆしウェア自体の価格も値上げしているが、人件費の高騰により利益率は落ちている。
- ・介護や子育てのため、自宅でできるのが家内労働者であり、今後も必要であるが、増える見込みがなく、以前は外国人も2名採用していたが、コロナで帰国。令和7年に当県縫製業として初めて外国人を受け入れ予定。
- ・技術後継者育成のため今後も研修等に努める。

(2) 最低工賃について

- ・工賃は家内労働者の技術力や納期などにより変わってくるので委託者と個別交渉している。詳細は把握していない。人数も少ないので工賃の価格は上げた方がよい。

2. 委託者（11社）からのヒアリング結果

(1) 現状・課題等

- ・最低工賃が定められている認識は11社すべて持っている。最低工賃の改正については「わからない」が6社。「必要」と答えたのが5社。近年沖縄県最低賃金が急激に上昇していることは意識している。
- ・家内労働者の高齢化が顕著。老化により離れていくが後継者不足。採用への応募も無し。今後増える見込みはない。
- ・委託ができなくなったことも考え、自社社員育成を検討。若しくは業者発注しかないが数量が必要で悩むところ。

(2) 最低工賃について

- ・工賃についてはある程度の基準（目安）はあった方が良い。基準に上乗せした単価を設定している。
- ・最低賃金が上がっているので、工賃も見合うよう意識して設定。
- ・工程ごとではなく1枚仕上げでの価格を設定している。

沖縄県内の縫製業の景況等

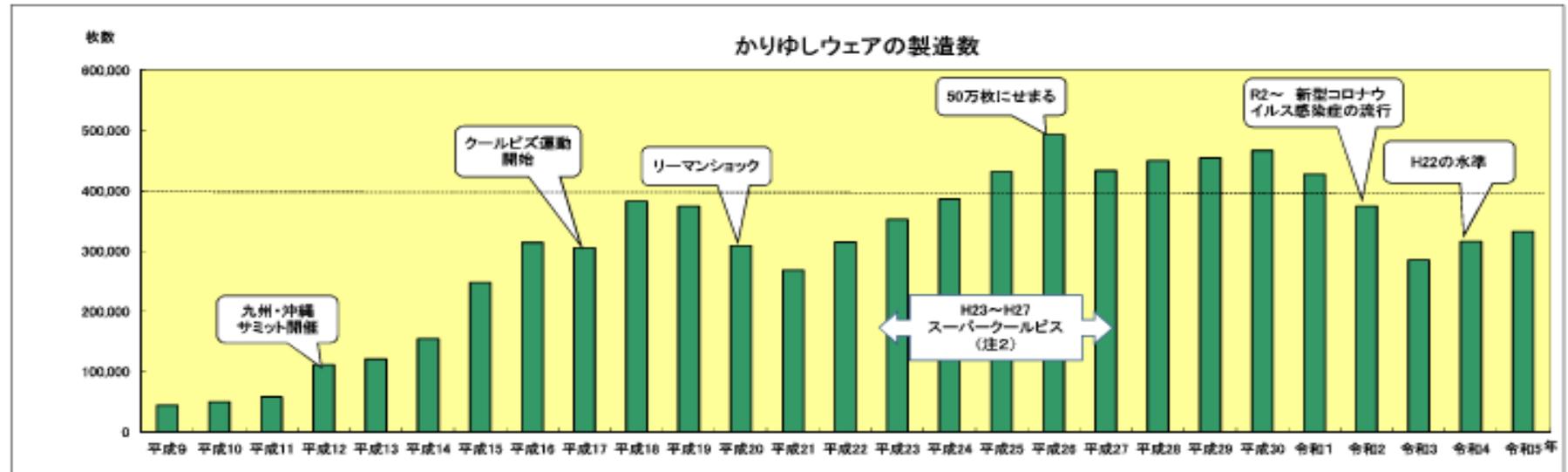
- かりゆしウェアの製造枚数について令和5年は約33万枚。減少から転じ令和3年以降2年連続で増加。令和6年も増加の見込み。
- 若い人が入ってこないこと、ミシン工の募集にも応募者がいないことで家内労働者の高齢化・後継者不足が大きな課題。
- 需要はあるが人手不足により発注に応えられない。

1 かりゆしウェア製造枚数(下げ札発行枚数)

沖縄県調べ

	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5
合計	44,179	49,417	58,060	111,499	121,153	154,600	248,076	314,354	305,556	382,839	374,424	308,633	288,131	315,199	352,833	385,965	431,514	493,035	433,803	450,204	454,437	468,508	427,266	374,525	285,447	316,171	332,655
対前年比較(枚)	-	5,238	8,633	53,449	9,854	33,447	321,985	68,278	△ 8,798	77,283	△ 8,415	△ 85,781	△ 40,502	47,068	37,634	33,132	45,549	61,521	△ 59,232	16,401	4,233	12,071	△ 38,242	△ 52,741	△ 89,078	30,724	16,484
前年比率		112%	117%	192%	109%	128%	308%	127%	97%	125%	98%	82%	87%	118%	112%	109%	112%	114%	88%	104%	101%	103%	92%	88%	76%	111%	105%

※製造数(下げ札発行枚数(注1))は、平成28年度までは沖縄県衣類縫製工業組合のみの製造数。平成29年からは、沖縄県衣類縫製工業組合、NPO法人沖縄県工業産業協働センター及び一般社団法人ファッションデザイナークラブ琉球の合計の製造数となる。



注1: かりゆしウェアの生産予定数の申請に基づく「下げ札」の発行枚数です。「かりゆし」は沖縄県衣類縫製工業組合の所有する登録商標です。同組合は、沖縄県で縫製加工されたものを認定する「沖縄産かりゆしウェア」の下げ札を発行しています(登録第4478571号)

注2: スーパークールビズとは、「ノーネクタイやノージャケットなどカジュアルな服装をする」「グリーンカーテンを使う」「室温を28度設定に」などを通じて、暑い夏を快適に過ごしながら電力の使用を抑えるという環境省が推進した取り組みのこと。従来のクールビズにはなかった服装の更なるカジュアル化も認められています

縫製業最低工賃への対応方針について

➤ 以下の（１）～（３）のいずれかの対応が必要。

（１）改正（諮問）

最低工賃の改正については、家内労働者・委託者からの申出又は次の要件のいずれかに合致するものから優先的に行うとともに、３年以内に行うものとする。

- イ 前回の改正から３年以上経過しているもの
- ロ 継続性のある業種で、適用家内労働者数が300人以上存在するもの
- ハ 他地域との関連性が強い業種
- ニ 管内の主要業種に関連するもの
- ホ 工賃が低廉な業種

（２）廃止（諮問）

適用家内労働者数が100人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、廃止することも検討すること。なお、当該最低工賃の廃止については、審議会等の意見を十分に尊重すること。

（３）見直し（改正・廃止）について見送る

改正等を行う状況にないと判断する場合は、本審議会において、見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、見送りを行うこと。

縫製業最低工賃の見直しについて

- 主要となるかりゆしウェアの景況から、受注量は回復してきているが、人手不足のため受注に応えられない状況。
- 個別の設定では最低工賃にプラスした個別の契約を結ぶケースが多い。
- 近年、最低賃金が大幅に引き上げられていることから、最低賃金との均衡考慮が必要（令和6年度は896円を56円引き上げ952円に改正 引き上げ率6.25%）
- 家内労働者は高齢化が激しく後継者不足で、今後増加する見込みはない。委託業者は今後も委託を継続する方針であるが、将来継続できるかどうかは不透明である。
- 令和3年度の本審議会では、前回（平成30年度）での改正が見送りになった経緯もあり、家内労働者減少の状況からも「見送り・廃止」の議論も一部あったが、「改正すべし」との結論となった。
- 対象の委託業者・家内労働者数は前回審議会時（令和3年度）から減少。委託者（16→11）家内労働者（80→47）。いずれ廃止することの検討も必要。